



大阪府立中河内救命救急センター管理運営業務基本協定書

大阪府（以下「甲」という。）は、財団法人大阪府保健医療財団（以下「乙」という。）と、地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第3項及び大阪府立救命救急センター条例（以下「条例」という。）第9条に規定する「指定管理者」として、大阪府立中河内救命救急センター（以下「センター」という。）の施設の管理運営に関する基本協定を締結する。

甲乙両者は、本協定とともに、大阪府が実施した「大阪府立中河内救命救急センター指定管理者指定要件書」に定める事項が適用されること並びに指定管理者申請に際して提案した内容について誠実に履行することをここに確認する。

（総則）

- 第1条 甲は、センターの管理運営業務を指定管理者に行わせるため、乙を指定管理者として指定し、乙は、この指定を受けて当該業務を行うものとする。
- 2 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程並びに本協定及び締結する契約に基づき、当該業務を実施しなければならない。
- 3 前項に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

（使用目的）

- 第2条 乙は、センターを「公の施設」として、関係条例の趣旨、府施策との調和を図ったうえで、指定申請時において提示した使用目的で直接使用しなければならない。ただし、申請時に直接使用しないことを予め提示している場合及び業務の效果的効率的な遂行上必要なものとして書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（指定期間）

- 第3条 指定期間は、平成23年4月1日から平成25年3月31日までとする。
- 2 本協定は、前項に規定する指定期間の満了により終了する。乙は、満了日に管理運営業務を終了し、センターを明け渡さなければならない。
- 3 管理運営業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（基本的な業務の範囲）

- 第4条 センターの管理運営における業務の範囲は次に掲げる事項とする。
- (1) 重篤救急患者の診断及び治療
 - (2) 救命医療に関する調査、研究及び研修
 - (3) センターの施設の維持及び補修
 - (4) センターの手数料等の徴収
 - (5) センターの既納手数料等の還付に係る支出
 - (6) 災害時等における災害拠点病院としての業務
 - (7) その他設置目的を達成するため必要な業務

(指定管理者の責務)

第5条 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、管理運営業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(利用料金の収入等)

第6条 条例第12条第1項に規定する利用料金は、乙の収入とする。

2 乙は、利用料金の減額又は免除を行う場合は、規則に定められた基準に基づき行うものとする。」

(事業報告書等の提出書類の内容)

第7条 乙は指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)に記載した2年間の事業計画書をふまえ、各年度ごとの事業計画書、収支計画書、管理体制計画書を作成し、当該各年度の前年度末(ただし、初年度については4月15日)までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後30日以内に甲に対して事業報告書並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに相当する書類(以下「報告書等」という。)を提出しなければならない。

3 甲は、前項の報告書等を受理したときは、速やかに確認を行わなければならない。

4 報告書等に記載する内容は、指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先、事業実施期間、患者取扱実績、収支状況、財産維持管理状況、職員任免状況並びに個人情報保護及び情報公開体制等とする。

5 第1項に定めるもののほか、乙は毎月20日までに前月におけるセンターの利用状況を甲に報告し、毎年度9月末までの上半期分の利用状況、経理状況等を甲の指示する日までに報告するとともに、委託業務の遂行上重大な事件が発生した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

(府への納付金及び収益等に対する還元の支払方法と時期)

第8条 乙は、各年度の収支計算書等に基づき、契約書で納付金及び収益等に対する還元の支払いを約した場合は、甲に対して速やかに支払うものとする。

2 前項の納付金及び収益等に対する還元にあたっては、契約書に記載のとおりである。

(委託料の支払い)

第9条 乙は、甲乙協議の上作成した支払い計画書に従って、甲に対し、委託料を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求を受理した日から30日以内に、委託料を乙に

支払わなければならない。

(備品等の費用負担)

第10条 甲は、施設の設置者として必要に応じて予算の範囲内で備品を購入するものとする。

(リスク負担)

第11条 センターの管理運営業務に伴うリスク負担については、別表のとおりとする。

ただし、別表に定める以外の事項については甲乙協議により決定するものとする。

2 乙は、施設、設備、外構を維持補修するときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

3 甲は、維持補修の目的又は内容が、公序良俗に反し、又は施設の性格や趣旨を損なうおそれがあると認めるときは、承認しない。

4 乙は、甲の承認による造作その他の費用を投じても、甲に買取や返還などの請求権を行使することはできない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、当該管理運営業務の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、大阪府個人情報保護条例（平成8年3月29日大阪府条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づき、取り扱うものとする。

2 乙が第4条に規定する業務に伴い取得した個人情報保護条例第2条第1項に規定する個人情報に関して、当該個人情報が本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。

(秘密の保持等)

第13条 乙は、当該管理運営業務の処理上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、自己の職員その他の関係人に前項の規定を遵守させなければならない。

3 乙は、管理運営業務内容等を他人に閲覧させ若しくは複写させ又は譲渡してはならない。

(個人情報、データ等の管理)

第14条 乙は、当該管理運営業務の履行に際して入手した個人情報、データの管理に当たり、漏洩、滅失、毀損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

(情報公開)

第15条 乙は、当該管理運営業務に関し甲が指定する書類をセンターに備えておき、一般の閲覧に供するものとする。

2 甲は、前項の書類を一般の閲覧に供するとともに、甲のホームページに掲載するものとする。

(研究成果等の帰属)

第16条 乙が当該業務を遂行するにおいて作成した調査研究資料、調査研究成果、発表論文等、研究の成果に関する権利等については、甲に帰属するものとする。

(人権研修の実施)

第17条 乙は、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

(障害者法定雇用率等の達成への取組)

第18条 乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により規定されている雇用率を達成していない場合は、障害者雇入れ計画に基づき、当該管理施設における雇用を誠実に履行しなければならない。

(不服申し立て等の取り扱い)

第19条 乙がした公の施設を利用する権利に関する処分に関し不服がある者は、法第244条の4の規定により取り扱うものとする。

(原状回復)

第20条 乙は、指定期間の満了又は指定の取消しによりセンターの管理運営業務が終了したときは、甲乙協議の上、破損又は汚損した部分を現状に回復するものとする。ただし、施設等の価値を高めたり、やむを得ないときは、甲の承認により原状回復を不要とする。また、天災その他不可抗力により事業を継続できないときも不要とする。

(業務処理状況の調査等)

第21条 甲は、センターの管理運営の適正を期するために必要と認めた場合は、随時、乙に対し、業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(損害の賠償)

第22条 乙は、管理物件の管理運営業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第23条 乙は、管理運営業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、指定管理者指定申請書提出時に甲に示した「業務の外注計画」に係る業務及びあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(指定の取消し等)

第24条 甲は、条例第11条に基づき、乙が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部を停止させることができる。

- (1) 管理運営業務又は経理状況に関する甲の指示に従わないとき。
 - (2) 条例第9条に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理の継続をすることが適当でないと認められたとき。
- 2 前項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部を停止させた場合においては、第25条第3項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部を停止させた場合(乙の責に帰すべき場合を除く。)において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

(甲の協定解除権)

第25条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、乙が管理運営業務に着手しないとき。
- (2) 正当な理由なく、乙が管理運営業務を完了する見込みがないと明らかに認められたとき。
- (3) 前各号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により当該管理運営業務を達することができないと認められたとき。
- (4) 乙の役員等(乙の法人の役員又はその支援若しくは営業所を代表する者をいう)又は、経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財政上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (7) 乙の役員又は経営に事実上参画している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙が、第28条の規定による事由なくして契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、乙はそれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は甲乙協議してこれを定める。

3 第1項の規定により、契約を解除された場合において、乙が業務を実施した相当部分を越える委託料を甲から受け取っている場合は、超えた部分の委託料を甲に返還す

るものとする。

(乙の協定解除権)

第26条 乙は、甲が正当な理由なく管理業務内容を変更し、又は廃止等を行ったことにより、乙が管理業務を完了することが不可能であると明らかに認められるときは、本協定を解除することができる。

2 前項の規定により協定を解除したときは、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(危機事象への対応)

第27条 乙は、センターの利用者の生命、身体、財産等に直接的かつ重大な被害が生じるおそれのある災害・事故等（以下「危機事象」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、当該利用者の生命、身体、財産等への被害を防止・軽減するため、大阪府危機管理対応指針に基づき、危機事象への対応を図らねばならない。

2 乙は、危機事象について、事前、応急、事後における適切な対応を講じるものとする。

3 乙は、危機事象が発生したときは、ただちに甲に報告しなければならない。

(施設等の利用)

第28条 甲は、管理運営業務を遂行するために必要な施設等を、無償で乙に利用させるとともに、乙は公の施設としての設置目的を果たすために甲が指定する事業への優先的な取扱いを図るものとし、その詳細については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第29条 乙は、寄附行為、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

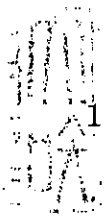
第30条 乙は、センターの管理運営業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(業務の引継ぎ方法)

第31条 乙は、本指定期間の終了後、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定するものに対し、管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 前項の場合において、乙は、甲又は甲の指定するものがセンターの管理運営業務に関して業務に係る情報伝達、引継ぎ等の協力を求めた場合は、可能な限り協力するものとする。

3 管理運営業務の引継ぎのために要する費用は、乙が負担するものとする。



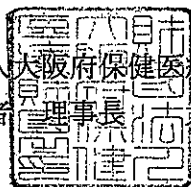
1 通を所持する。

平成23年4月1日

(甲) 大阪府
代表者 大阪府知事 橋 下



(乙) 財団法人大阪府保健医療財団
代表者 理事長 大 島



【リスク分担表】○印が、リスク負担者



段階	種類	内容	負担者		
			府	指定 管理者	
共通	法令の変更	事業運営に影響のある法令の変更（他の項目に記載されているものを除く）		○	
	金利	金利の変動		○	
	資金調達	必要な資金確保		○	
	周辺地域・住民・利用者への対応	施設利用者及び地域住民などからの苦情等対応 地域との協調		○	
	安全性の確保	維持管理・運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○	
	第三者賠償	維持補修・運営において第三者に損害を与えた場合		○	
	事業の中止・延期		建物所有者の責任による遅延・中止	○	
			法令その他制度の変更等のために府の建物所有が困難になったことによる中止	○	
事業者の責任による遅延・中止				○	
事業者の事業放棄・破綻				○	
応募段階	応募コスト	応募コストの負担		○	
	資金調達	必要な資金の確保		○	
準備段階	引継コスト	施設運営の引継コストの負担		○	
維持管理・運営段階	物価	物価変動		○	
	診療料等の徴収	診療料等の徴収にかかる費用及び徴収に付随する調査等の費用		○	
	維持補修		事業者の発意により行う施設・設備・外構の維持補修		○
			府の発意により行う施設・設備・外構の維持補修	○	
			施設・設備・外構の保守点検（法定点検及び※日常の維持補修含む）		○
			施設・設備・外構の経年劣化による維持補修（建物所有者の発意による維持補修を含む）	○	
			施設・設備・外構の経年劣化による維持補修（管理上緊急を要するもの）		○
			事故・火災による施設・設備・外構の維持補修		○
			天災その他不可抗力による施設躯体、設備の損壊復旧 法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）	○	協議事項
	天災他不可抗力による事業中止等	大規模な災害等による事業中止等		協議事項	
市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振		○		

